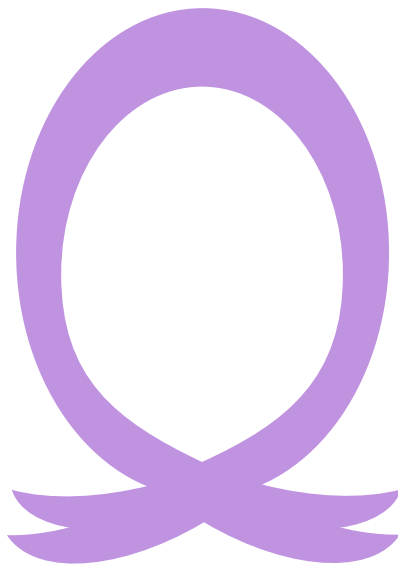




(案)

令和 8 年度～令和 12 年度
(2026 年度～2030 年度)

第 4 次宍粟市 D V 防止・被害者等支援 基本計画

(宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画)

(宍粟市困難な問題を抱える女性への支援計画)

令和 年(年) 月

兵庫県宍粟市



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 計画の位置づけ及び他計画等との関係・・・・・・・・・・5
4. SDGs（持続可能な開発目標）との関係・・・・・・・・・・6
5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2章 宍粟市のDVに関する状況と課題

1. 市民アンケート意識調査からみたDV等の現状・・・・・・・・10
2. 高校生アンケート調査からみたデートDVの認知度・・・・・・・・18
3. 国内の男女間における暴力の状況・・・・・・・・・・・・・18
4. 第3次DV防止計画（R3年～R7年度）の取組と課題・・・・・・・・20

第3章 第4次DV防止計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第4章 具体的な施策の展開

1. 基本目標Ⅰ DV等暴力を許さない社会づくり・・・・・・・・26
2. 基本目標Ⅱ 相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・28
3. 基本目標Ⅲ 安全確保の体制づくり・・・・・・・・・・・・・30
4. 基本目標Ⅳ 自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・31
5. 基本目標Ⅴ 推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・33
- （参考）DV被害者支援の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・35

第5章 計画の推進と数値目標

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
3. 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

参考資料（巻末資料）

1. 第2次宍粟市男女共同参画プラン（令和7年3月改訂版）抜粋・・・・・・・・38
2. 宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画策定検討委員会設置要綱・・・・・・・・40
3. 宍粟市DV対策庁内調整会議規程・・・・・・・・・・・・・・・・42
4. 宍粟市DV防止ネットワーク会議設置要綱・・・・・・・・・・43
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・44
6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・・・・・・・・57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝以下「DV」という。）は、DV被害者（以下、「被害者」という。）の生命、身体及び精神に重大な危害を加える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは、外部から発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が低い傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちにDVがエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、子どもの目の前で行われるDV“面前DV”は子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える“児童虐待”となる行為です。

さらに、交際相手からの暴力、いわゆる“デートDV”も許されない行為です。特に若年層ではSNS^(※)¹の急速な広がりにより、被害の形態も多様化しています。

被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われています。

こうした被害者の人権を守り、男女が性別を問わず自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍する男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりと、被害者を保護するために不断の取組が必要です。

平成20年（2008年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）の一部を改正する法律」が施行され、配偶者等暴力対策基本計画の策定において、県は義務、市町は努力義務となりました。

これを受けて、宍粟市では、平成24年（2012年）3月に「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下、「第1次DV防止計画」という。）を策定し、令和3年（2021年）3月には、名称を「第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画」（以下、「第3次DV防止計画」という。）に改めるとともに、計画の改定を行い、基本理念である「ともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまちしそく」の実現に向けて、取組を進めてきたところです。

一方で、近年、女性をめぐる課題はDVをはじめ性暴力や性的虐待等の被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、社会的な孤独・孤立の問題など多岐にわたって複雑化、多様化、複合化しており、それらのさまざまな課題が顕在化したことを受け、女性が安心かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下、「女性支援法」という。）が成立し、令和6年（2024

年）４月から施行されました。

これにより、困難な問題を抱える女性への支援計画（以下、「女性支援計画」という。）の策定についても、ＤＶ防止計画と同様に県は義務、市町は努力義務となりました。

この度、第３次ＤＶ防止計画が期間満了を迎えることから、これまでの取組状況や社会情勢の変化などをふまえた次期計画を策定するとともに、ＤＶ防止計画と女性支援計画は、相談体制や被害者の安全確保、自立支援など政策的に関連が深いため、両計画を一体化し、『**第４次 中央市ＤＶ防止・被害者等支援基本計画**（以下、「第４次ＤＶ防止等計画」という。）』を策定します。

用語解説

(※) 1 SNSとは：交友関係を構築するWebサービスの一つで登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのことをいいます。

2 用語の定義

配偶者等からの暴力（ＤＶ）とは

「配偶者等からの暴力」は、本計画の策定根拠であるＤＶ防止法が規定する「配偶者からの暴力」（元配偶者、事実婚の相手及び元事実婚であった者からの暴力が含まれます。）のほか、同法が準用される、生活の本拠を共にする交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力、さらには、生活の本拠を共にしない交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力を含めます。また、「配偶者等」には、男性、女性の性別は問わず、同性間のパートナーも含まれます。

一口に「暴力」といってもさまざまな形態が存在し、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めています。一般的に使用される「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「ＤＶ」は、法令等で明確に定義された言葉ではありませんが、親子間や、高齢者と介護家族の間に生じる暴力と区別され、「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いため、本計画においては、読みやすさを考慮し、「配偶者等からの暴力」を、「ＤＶ」と読み替えることとしています。

【ＤＶ防止法の「配偶者からの暴力」の定義】

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含みます。

区分	暴力の形態の例示
身体的なもの	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。 刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になる。 ■平手でうつ、足でける、げんこつでなぐる ■身体を傷つける可能性のある物でなぐる ■刃物などの凶器をからだにつきつける ■髪をひっぱる、首をしめる、腕をねじる ■引きずりまわす、物をなげつける
精神的なもの	心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。 精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障がいに至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある。 ■大声でどなる ■「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う ■実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする ■何を言っても無視して口をきかない ■人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする ■大切にしているものをこわしたり、捨てたりする ■生活費を渡さない ■外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする ■子どもに危害を加えると言っておどす ■なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす
性的なもの	嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。 ■見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる ■いやがっているのに性行為を強要する ■中絶を強要する、避妊に協力しない

（注）例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてがDV防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限らない。

※ 出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

なお、その他の暴力の区分として次のようなものも含まれます。

- ★経済的暴力：大きな買い物の決定権を渡さない、酒やギャンブルに生活費をつぎ込む、仕事を制限する等、経済的自由を許さない暴力
- ★社会的暴力：携帯電話やパソコンの所有を拒否する、外出先や電話の相手を細かくチェックする、交友関係を細かく管理する、親兄弟から隔離したがる等、社会から被害者を隔離しようとする行為の暴力
- ★子どもを利用した暴力：子どもに非難・中傷することを言わせる等、子どもを利用して行う暴力

デートDVとは

デートDVとは、DVのうち、婚姻関係のないカップル（恋人など親密な関係にある）の間に起こる暴力のことをいいます。

児童虐待とは

子どもに意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことを言い、性的虐待、育児放棄、情緒的虐待（ことばによる虐待や心的外傷を残すような懲罰など）等を含みます。

また、世界保健機関（WHO）は、商業的その他の搾取（児童労働や児童買春等）を児童虐待の範疇に加えています。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノ写真の被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

困難な問題を抱える女性とは

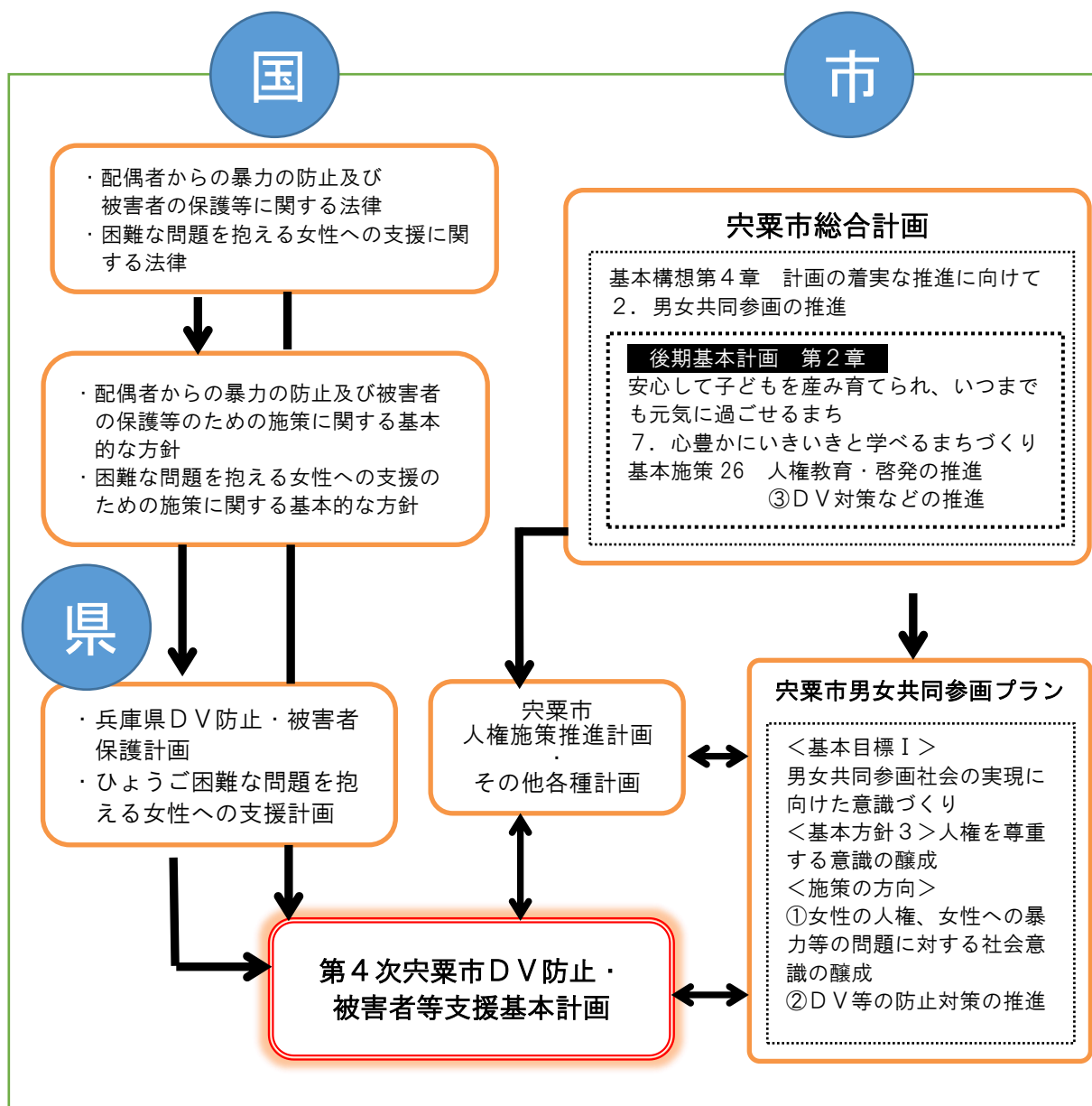
女性支援法第2条に規定する「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を対象としており、女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問いません（高齢や子ども、障がいのある人、雇用形態、在留資格の有無等は支援の対象に影響しません）。

【支援の対象者の具体例】

DV被害者、性犯罪・性暴力被害者、ストーカー被害者、住宅確保要配慮者、売春防止法において婦人保護事業の対象となっていた人、親等から虐待を受けている人、その他困難な問題を抱える女性

※ 国の基本方針にも記載されているように、性自認が女性であるトランスジェンダーの人については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容をふまえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関が連携して、可能な支援を検討することが望まれます。

本計画は、DV防止法第2条の3第3項並びに女性支援法第8条第3項の規定に基づく基本計画です。国が示す基本方針に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」、「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」をふまえた内容としています。また、本計画は、「宍粟市総合計画」、「宍粟市男女共同参画プラン」やその他の関連計画との整合を図り策定しています。



4

SDG s (持続可能な開発目標)との関係

平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択されたSDG s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の共通目標です。世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる17の目標と細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」を理念として、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取組により、「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現がめざされています。

穴栗市では、「第2次穴栗市総合計画後期基本計画及び第2次穴栗市地域創生総合戦略」の各施策分野にSDGsのめざす17のゴールを関連付けることにより、SDG sの達成に向けた取組を一体的に推進しています。

本計画においては、特に以下に掲げるSDG sの目標の達成に寄与することが期待されており、取組を総合的かつ計画的に推進します。



5

計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、背景となる関連法の改正や社会情勢等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

6

計画策定の背景

(1) 国の動き

平成13年（2001年）4月に「DV防止法」が成立し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置付けられました。平成16年（2004年）6月の改正では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務付けられ、さらに、平成19年（2007年）7月の改正

では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が努力義務に位置付けられました。

平成25年（2013年）7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象とする改正が行われました。交際相手からの暴力、いわゆるデートDVも深刻な問題であるとの認識が高まっており、その対策が必要となる中、令和元年（2019年）6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）」が成立し、その中でDV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明記されました。同改正では、被害者及び同伴児の保護対策において、児童虐待防止対策との連携強化が求められています。さらに、令和5年（2023年）5月には、精神に対する重大な危害のおそれがある場合にも保護命令を可能にするなど保護命令の機能強化、保護命令違反時の罰則の加重、関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化などの改正が行われました。

また、女性の抱える問題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しているとともに、コロナ禍等により前述の課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっていた中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更正」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」、「人権尊重や擁護」、「男女平等」といった視点により、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年（2022年）5月に女性支援法が成立し、令和6年4月1日より施行されました。これにより、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が努力義務に位置付けられました。

国は、県に対しては、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待する一方、市町村に対しては、被害者等にもっとも身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に対する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

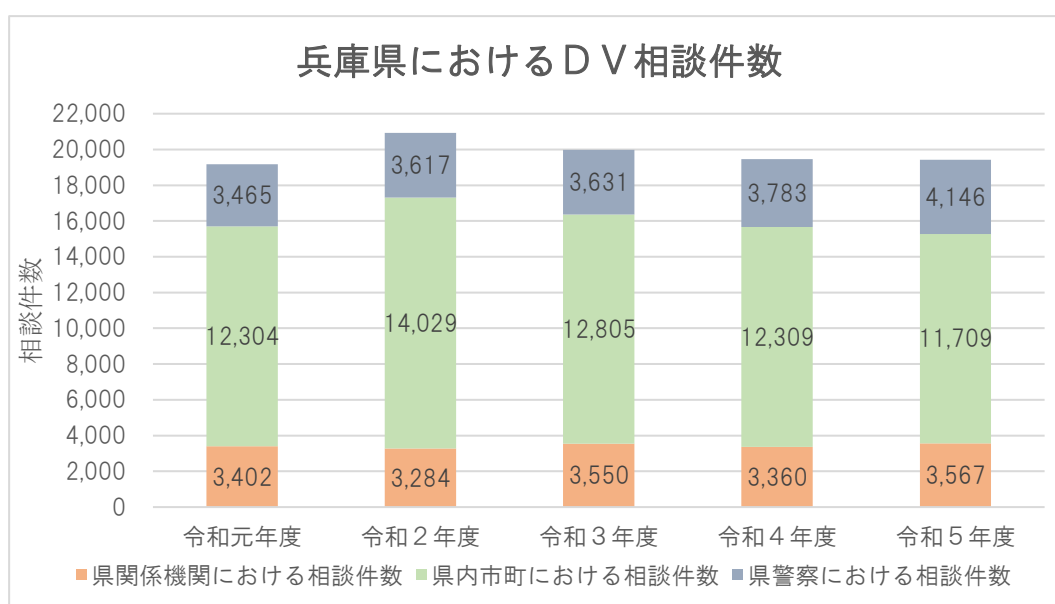
（2）兵庫県の動き

平成18年（2006年）4月に、被害者の安全を確保するとともに被害者が自らの意思で生活基盤を回復するよう支援することを基本とした「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定しました。

平成21年（2009年）4月には、平成20年（2008年）1月施行のDV防止法の改正と国の基本方針の改定をふまえた計画の改定（第2期計画）を行い、さらに、平成26年（2014年）4月には、平成26年（2014年）1月施行のDV防止法の改正を受けて、計画の名称を「兵庫県DV防止・被害者保護計画（第3期計画）」

に改めるとともに、計画の改定を行いました。平成31年4月には計画期間の満了に伴い、第4期計画として改定を行っています。現行の第5期計画では、DV防止法の改正法が令和6年（2024年）4月に施行され、重篤な精神的被害の場合も保護の対象となるとともに、関係機関等から構成される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会」が法定化されることとなり、これらをふまえた計画の改定を行っています。

また、令和4年(2022年)5月に女性支援法が成立し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して人権を尊重しつつ、効果的に機能することをめざすことを基本とした、令和6年(2024年)3月に「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定しました。



（３）中央市の動き

中央市では、平成24年（2012年）3月に第1次DV防止計画を策定し、これまでの取組を一層深化させてきたとともに、令和3年(2021年)3月には第3次DV防止計画を策定し、基本理念「ともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち しそう」の実現に向けて、DVを許さない社会づくりに向けた啓発や教育、相談体制の充実及び安全確保の体制づくり、自立支援の充実を図ってきました。

DV相談件数及び相談回数

DV相談者数は令和元年度(2019 年度)から令和6年度(2024 年度)にかけて10人前後で推移しており、令和2年度以降においては、DVに関する理解を深めるための普及啓発を積極的に行ったことやコロナ禍が重なり、相談者や相談回数は増加しました。

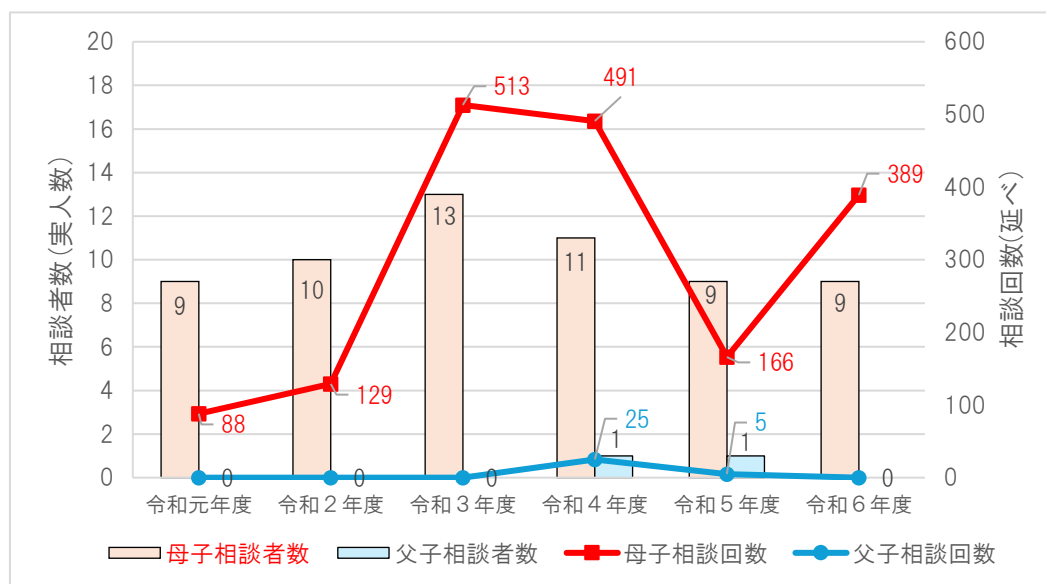
D V被害は、児童虐待や貧困などの複数の問題を抱える事例が多くみられるなど、被害者の置かれている状況も多様化しているため、今後はさらに被害者と子どもの適切な保護や支援ができるよう、児童虐待防止対策等との連携強化を図ることが求められています。

＜宍粟市におけるD V相談の現状(推移)＞

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
女性	女性相談者数(実人数)	9人	10人	13人	11人	9人	9人
	女性相談回数(延)	88回	129回	513回	491回	166回	389回
	一時保護対応	2件	0件	3件	1件	1件	1件
	母子生活支援施設入所	0件	0件	1件	0件	0件	1件
男性	男性相談者数(実人数)	0人	0人	0人	1人	1人	0人
	男性相談回数(延)	0回	0回	0回	25回	5回	0回

※相談への対応状況については、一時保護や施設入所以外に、避難、警察相談、法律相談などがあります。

■宍粟市におけるD V相談者数(実人数)及び相談回数(延べ)の推移



第2章 宍粟市のDVに関する状況と課題

1 市民アンケート意識調査からみたDV等の現状

(1) 市民アンケート調査の対象・内訳

宍粟市では、「第2次宍粟市男女共同参画プラン（令和2年3月策定）」の中間見直しにあたり、宍粟市在住の18歳以上の2,500人を対象に、男女共同参画に関するアンケート調査を行いました。

- 調査地域：宍粟市全域
- 調査対象者：宍粟市在住の18歳以上（令和6年4月1日現在）の2,500人
（無作為抽出）
- 調査期間：令和6年4月30日～5月23日（オンラインによる回答は5月24日まで）
- 調査方法：調査票による本人記入方式（本人の記入が困難な場合は代筆可）

●回収結果

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
18歳以上の市民	2,500件	1,140件	45.6%

- 有効回収数の内訳（全体1,140件）

※端数処理の関係で、合計が100%にならないものもあります。

<性別（性自認）>

性別（性自認）	男	女	わからない	どちらでもない	不明
人数（人）	475	654	1	1	9
割合（%）	41.7	57.4	0.1	0.1	0.8

<年齢>

年齢	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明・無回答
人数（人）	78	67	121	168	259	292	138	17
割合（%）	6.9	5.9	10.6	14.7	22.7	25.6	12.1	1.5

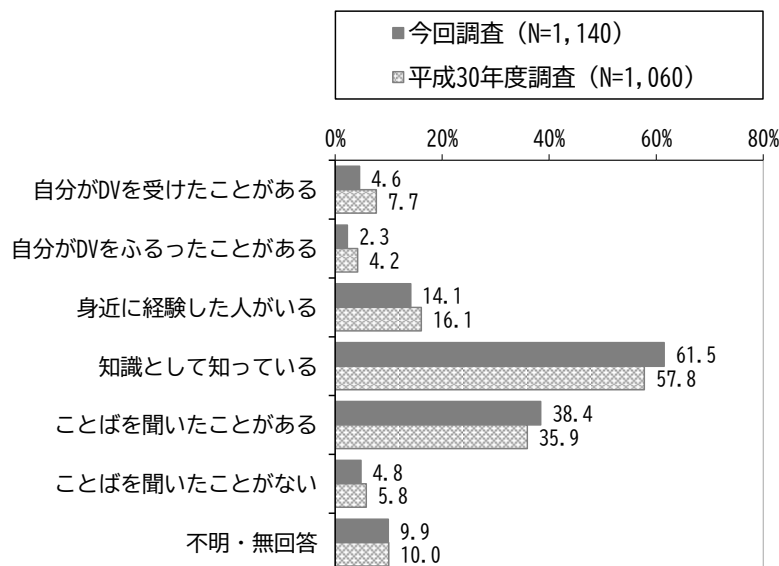
(2) 市民アンケート調査結果（DV等に関する部分抜粋）

問 1. あなたは、配偶者等からのDVについて、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。（複数回答可）

DVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるかについては、「知識として知っている」が61.5%で最も高く、次いで「ことばを聞いたことがある」が38.4%、「身近に経験した人がある」が14.1%と続いています。

平成 30（2018）年度調査と比較すると、「自分がDVを受けたことがある」（4.6%）では、平成 30（2018）年度調査（7.7%）より 3.1 ポイント減少し、最も減少した項目となっています。

DVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか



性別でみると、「自分がDVを受けたことがある」では、男性が2.5%、女性が6.1%となっています。

性別・年齢階級別でみると、「自分がDVを受けたことがある」では、男性は50歳代が4.5%で最も高く、女性は70歳代が7.5%で最も高くなっています。

DVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

	合計	自分がDVを受けたことがある	自分がDVをふるったことがある	身近に経験した人がある	知識として知っている	ことばを聞いたことがある	ことばを聞いたことがない	不明・無回答
全体	1,140	4.6	2.3	14.1	61.5	38.4	4.8	9.9
性別								
男性	475	2.5	4.8	13.3	62.7	37.3	5.5	9.5
女性	654	6.1	0.5	15.0	61.2	39.4	4.3	9.5
男性								
18～29歳	27	3.7	0.0	18.5	70.4	33.3	3.7	3.7
30歳代	24	4.2	8.3	20.8	58.3	41.7	0.0	8.3
40歳代	51	3.9	5.9	9.8	62.7	27.5	5.9	7.8
50歳代	67	4.5	4.5	13.4	73.1	35.8	1.5	3.0
60歳代	116	3.4	5.2	14.7	63.8	43.1	7.8	2.6
70歳代	131	0.0	5.3	10.7	63.4	43.5	5.3	11.5
80歳以上	57	1.8	3.5	14.0	45.6	22.8	8.8	29.8
女性								
18～29歳	51	2.0	0.0	3.9	70.6	45.1	2.0	5.9
30歳代	43	4.7	0.0	20.9	46.5	39.5	7.0	2.3
40歳代	70	7.1	0.0	24.3	64.3	22.9	4.3	1.4
50歳代	101	5.0	0.0	20.8	65.3	38.6	4.0	6.9
60歳代	143	7.0	0.0	20.3	69.9	42.0	0.7	4.2
70歳代	161	7.5	1.2	11.2	57.1	42.2	6.2	13.0
80歳以上	81	4.9	1.2	1.2	48.1	42.0	7.4	28.4

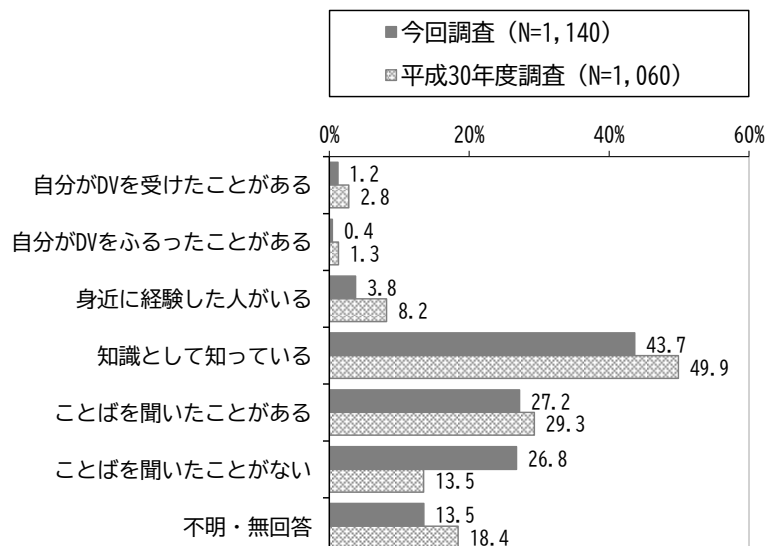
※網掛け■は最も割合が高いもの

問2. あなたは、恋人からのデートDVについて、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。（複数回答可）

デートDVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるかについては、「知識として知っている」が43.7%で最も高く、次いで「ことばを聞いたことがある」が27.2%、「ことばを聞いたことがない」が26.8%と続いています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「ことばを聞いたことがない」（26.8%）では、平成30（2018）年度調査（13.5%）より13.3ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

デートDVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか



性別でみると、「自分がDVを受けたことがある」では、男性が0.6%、女性が1.7%となっています。

性別・年齢階級別でみると、「自分がDVを受けたことがある」では、男性は18～29歳が7.4%で最も高く、女性は30歳代が4.7%で最も高くなっています。

デートDVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

	合計	自分がDVを受けたことがある	自分がDVをふったことがある	身近に経験した人がある	知識として知っている	ことばを聞いたことがある	ことばを聞いたことがない	不明・無回答
全体	1,140	1.2	0.4	3.8	43.7	27.2	26.8	13.5
性別								
男性	475	0.6	1.1	4.4	41.5	27.4	31.2	11.4
女性	654	1.7	0.0	3.4	45.9	27.1	23.7	14.4
男性								
18～29歳	27	7.4	3.7	14.8	51.9	37.0	14.8	3.7
30歳代	24	0.0	0.0	8.3	50.0	25.0	25.0	8.3
40歳代	51	2.0	2.0	2.0	43.1	21.6	35.3	5.9
50歳代	67	0.0	1.5	6.0	47.8	25.4	28.4	6.0
60歳代	116	0.0	1.7	5.2	44.0	33.6	33.6	4.3
70歳代	131	0.0	0.0	0.8	38.9	29.8	33.6	14.5
80歳以上	57	0.0	0.0	5.3	26.3	14.0	28.1	35.1
女性								
18～29歳	51	2.0	0.0	2.0	58.8	39.2	21.6	3.9
30歳代	43	4.7	0.0	7.0	41.9	32.6	25.6	2.3
40歳代	70	2.9	0.0	7.1	51.4	27.1	21.4	2.9
50歳代	101	4.0	0.0	2.0	51.5	26.7	20.8	12.9
60歳代	143	0.7	0.0	1.4	56.6	26.6	21.0	11.9
70歳代	161	0.6	0.0	3.7	32.3	24.8	30.4	20.5
80歳以上	81	0.0	0.0	2.5	35.8	22.2	22.2	30.9

※網掛け■は最も割合が高いもの

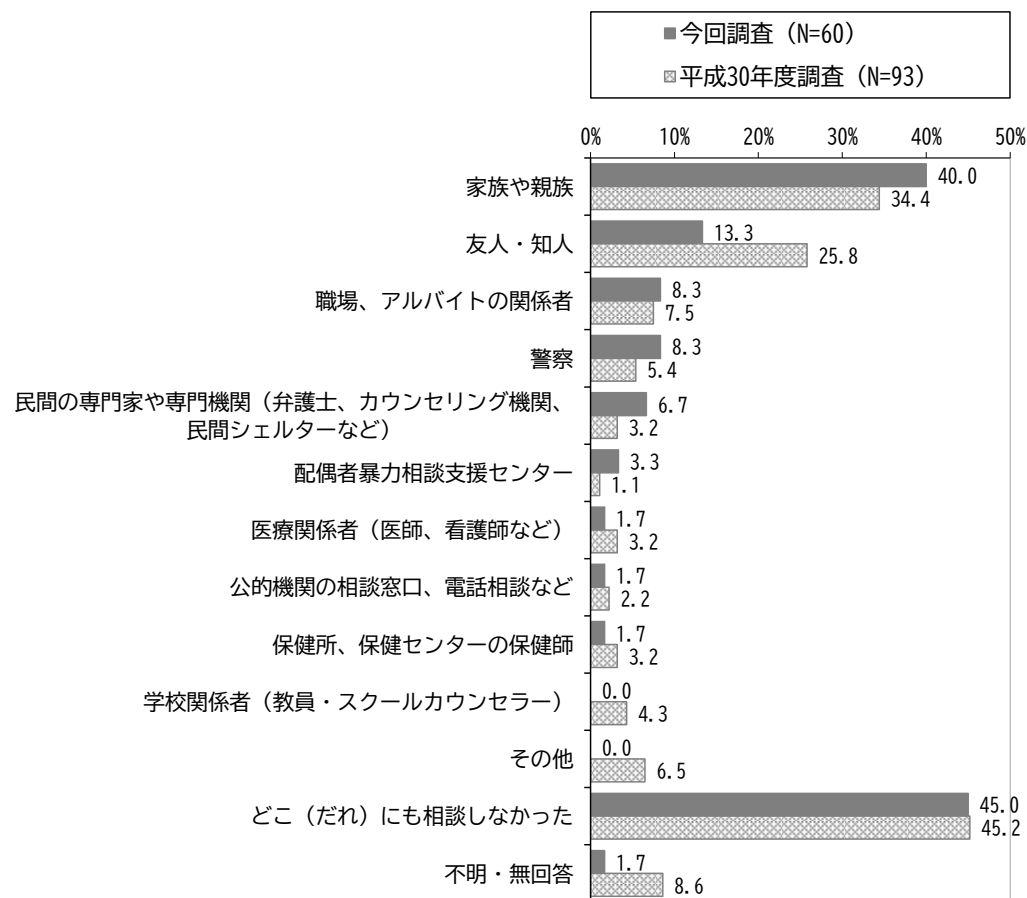
＜問1で「1.自分がDVを受けたことがある」、問2で「1.自分がデートDVを受けたことがある」と回答した方が対象＞

問3. どこ（だれ）かに相談しましたか。（複数回答可）

DVを受けた際の相談先については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が45.0%で最も高く、次いで「家族や親族」が40.0%、「友人・知人」が13.3%と続いています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「友人・知人」（13.3%）では、平成30（2018）年度調査（25.8%）より12.5ポイント減少し、最も減少した項目となっています。

D Vを受けた際の相談先



性別でみると、男性では「どこ（だれ）にも相談しなかった」が 64.3%で最も高く、女性では「家族や親族」が 45.7%で最も高くなっています。

D Vを受けた際の相談先 性別

単位：実数（人）、構成比（%）

	合計	家族や親族	友人・知人	職場、アルバイトの関係者	警察	民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセリング機関、民間シェルターなど）	医療関係者（医師、看護師など）	公的機関の相談窓口、電話相談など	保健所、保健センターの保健師	学校関係者（教員・スクールカウンセラー）	配偶者暴力相談支援センター	その他	どこ（だれ）にも相談しなかった	不明・無回答
全体	60	40.0	13.3	8.3	8.3	6.7	1.7	1.7	1.7	0.0	3.3	0.0	45.0	1.7
性別														
男性	14	21.4	7.1	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.3	0.0
女性	46	45.7	15.2	8.7	6.5	8.7	2.2	2.2	2.2	0.0	4.3	0.0	39.1	2.2

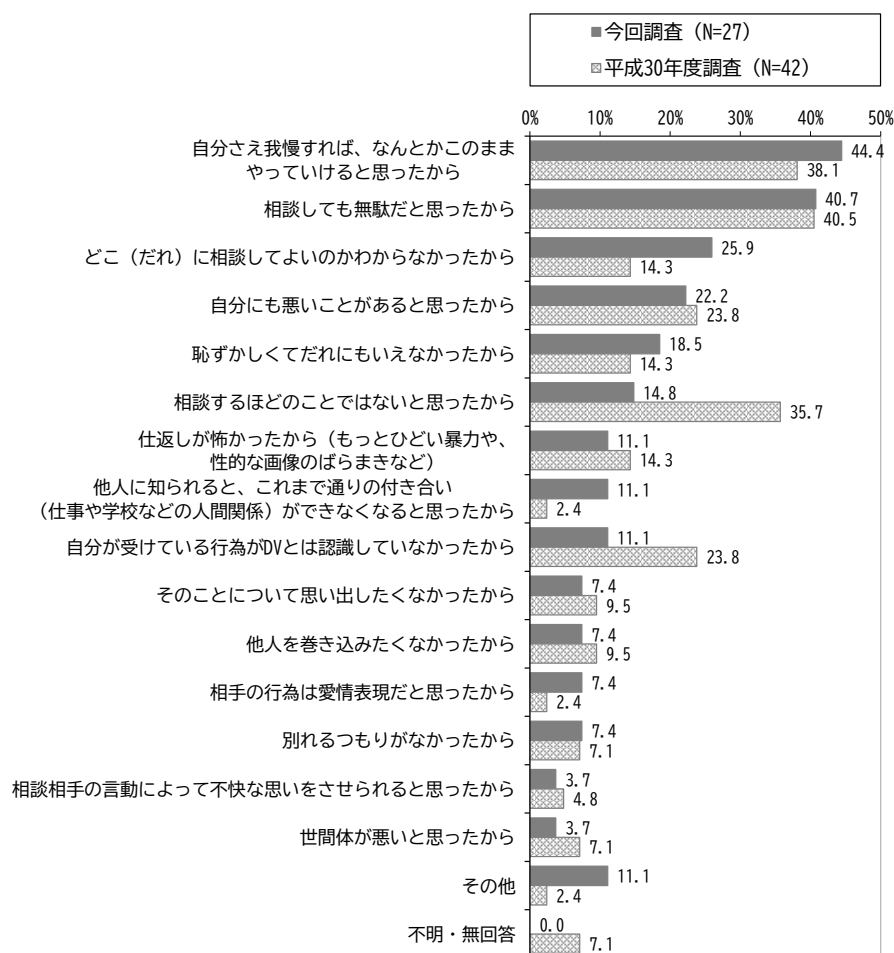
＜問3で「12.どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方が対象＞

問4. 相談しなかったのは、なぜですか。（複数回答可）

DVを相談しなかった理由については、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が44.4%で最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」が40.7%、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」が25.9%と続いています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」（25.9%）では、平成30（2018）年度調査（14.3%）より11.6ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

DVを相談しなかった理由

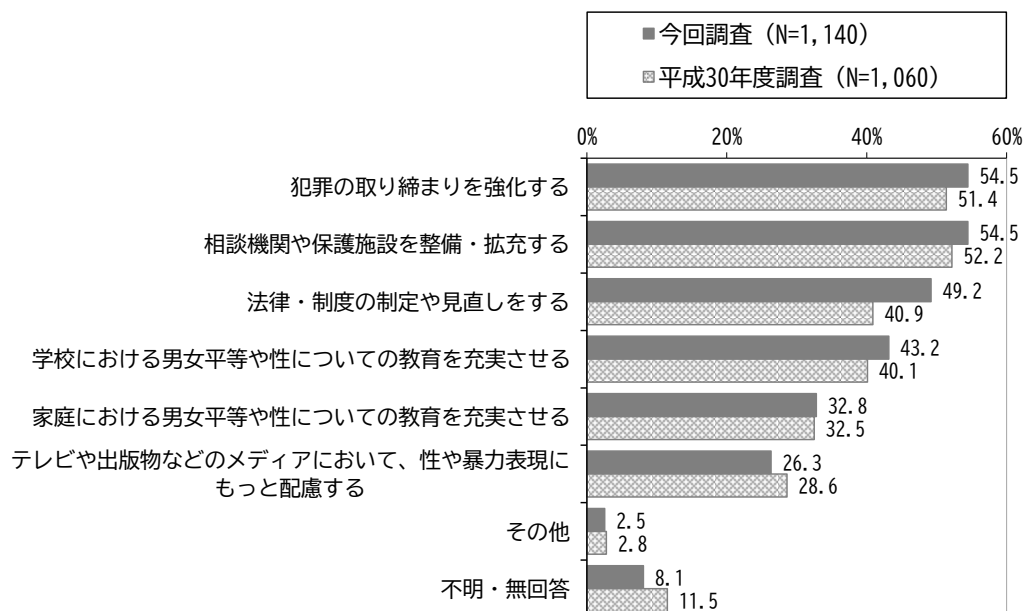


問5. 異性や同性に対する暴力や性犯罪、売買春、ハラスメントなどから人権を守るためには何が必要だと思いますか。(複数回答可)

異性や同性に対する暴力や性犯罪、売買春、ハラスメントなどから人権を守るために必要だと思うことについては、「犯罪の取締りを強化する」、「相談機関や保護施設を整備・拡充する」がいずれも 54.5%で最も高く、次いで「法律・制度の制定や見直しをする」が 49.2%と続いています。

平成 30 (2018) 年度調査と比較すると、「法律・制度の制定や見直しをする」(49.2%)では、平成 30 (2018) 年度調査 (40.9%) より 8.3 ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

異性や同性に対する暴力や性犯罪、売買春、ハラスメントなどから人権を守るために必要だと思うこと



性別でみると、男性では「犯罪の取締りを強化する」が 57.7%で最も高く、女性では「相談機関や保護施設を整備・拡充する」が 56.3%で最も高くなっています。

性別・年齢階級別でみると、「犯罪の取締りを強化する」では、女性・18～29 歳が 78.4%で最も高く、「相談機関や保護施設を整備・拡充する」では、女性・60 歳代が 68.5%で最も高くなっています。

異性や同性に対する暴力や性犯罪、売買春、ハラスメントなどから人権を守るために必要だと思うこと 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

	合計	犯罪の取り締まりを強化する	相談機関や保護施設を整備・拡充する	法律・制度の制定や見直しをする	学校における男女平等や性についての教育を充実させる	家庭における男女平等や性についての教育を充実させる	テレビや出版物などのメディアにおいて、性や暴力表現にもつと配慮する	その他	不明・無回答
全体	1,140	54.5	54.5	49.2	43.2	32.8	26.3	2.5	8.1
性別									
男性	475	57.7	52.8	53.5	41.5	29.3	23.4	2.3	6.5
女性	654	52.6	56.3	46.8	44.8	35.3	28.9	2.8	8.7
年齢									
18～29歳	27	77.8	63.0	55.6	48.1	40.7	18.5	7.4	0.0
30歳代	24	54.2	33.3	70.8	45.8	25.0	0.0	4.2	4.2
40歳代	51	56.9	43.1	56.9	39.2	27.5	11.8	3.9	5.9
50歳代	67	58.2	61.2	65.7	37.3	25.4	16.4	0.0	3.0
60歳代	116	57.8	58.6	57.8	37.1	23.3	27.6	1.7	3.4
70歳代	131	53.4	53.4	44.3	45.8	31.3	27.5	2.3	10.7
80歳以上	57	61.4	43.9	40.4	43.9	38.6	35.1	1.8	12.3
性別									
18～29歳	51	78.4	54.9	60.8	58.8	43.1	31.4	0.0	2.0
30歳代	43	58.1	60.5	48.8	41.9	37.2	14.0	2.3	4.7
40歳代	70	55.7	65.7	58.6	41.4	35.7	28.6	2.9	4.3
50歳代	101	54.5	56.4	54.5	46.5	36.6	26.7	4.0	5.0
60歳代	143	58.7	68.5	51.7	44.8	33.6	29.4	2.8	6.3
70歳代	161	34.8	49.1	30.4	43.5	28.6	32.9	1.9	13.0
80歳以上	81	51.9	40.7	39.5	40.7	43.2	29.6	4.9	19.8

※網掛け■は最も割合が高いもの



2 高校生アンケート調査からみたデートDVの認知度

(1) 高校生アンケート調査の対象・内訳・結果

市民アンケートと同様に市内高校(山崎高校、伊和高校、千種高校)2年生の222人を対象に、デートDVの認知度に関するアンケート調査を行いました。

- 調査対象者：山崎高校、伊和高校、千種高校 各校2年生
- 調査期間：令和6年9月4日～10月20日
- 調査方法：オンラインによる回答

●回収結果

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
市内高校(山崎高校、伊和高校、千種高校)の2年生	222件	179件	80.6%

●有効回収数の内訳 (全体179件)

※端数処理の関係で、合計が100%にならないものもあります。

<性別(性自認)>

性別(性自認)	男	女	わからない	どちらでもない	不明・無回答
割合(%)	54	45	1	0	0.5

●デートDVの認知度

認知度	全体	男性	女性
割合(%)	90	86	94

3 国内の男女間における暴力の状況

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、国内の男女間における暴力の実態は次のとおりとなっています。

【調査概要】

- *調査対象：全国18歳以上50歳以下の男女、5,000人
- *調査時期：令和5年11月～12月
- *有効回収数(率)：2,950人(59.0%)、<女性>1,597人<男性>1,353人

(1) 配偶者からの被害経験（結婚したことのある人の総数：1,838 人）

約4人に1人が、配偶者からの被害を受けたことがあります。

項目	割合
何度もあった	10.7%
1、2度あった	14.5%
全くない	74.2%
無回答	0.7%

≪被害の内容≫ （被害を受けたことがある人の総数：462 人）複数回答あり

*身体的暴行（なぐったり、ぶったり、物を投げたり等）：13.5%

*心理的攻撃（人格否定、電話・メールの監視等）：18.0%

*経済的圧迫（生活費を渡さない、外で働くことを妨害される等）：7.8%

*性的強要（性的行為の強要、避妊に非協力的等）：6.5%

(2) 子どもの被害経験（子どもがいる人の総数：399 人）

配偶者から被害を受けたことがある家庭の約3割は、子どもへの被害もみられます。

項目	割合
あった	30.8%
わからない	8.3%
全くない	57.6%
無回答	3.3%

(3) 交際相手からの被害経験

（交際相手がいた（いる）人の総数：2,112 人 女性：1,189 人 男性：923 人 ）

女性の約5人に1人、男性の9人に1人は、交際相手からの被害を受けたことがあります。

項目	男女総数	女性	男性
あった	18.0%	22.7%	12.0%
なかった	80.1%	75.9%	85.5%
無回答	1.9%	1.4%	2.5%

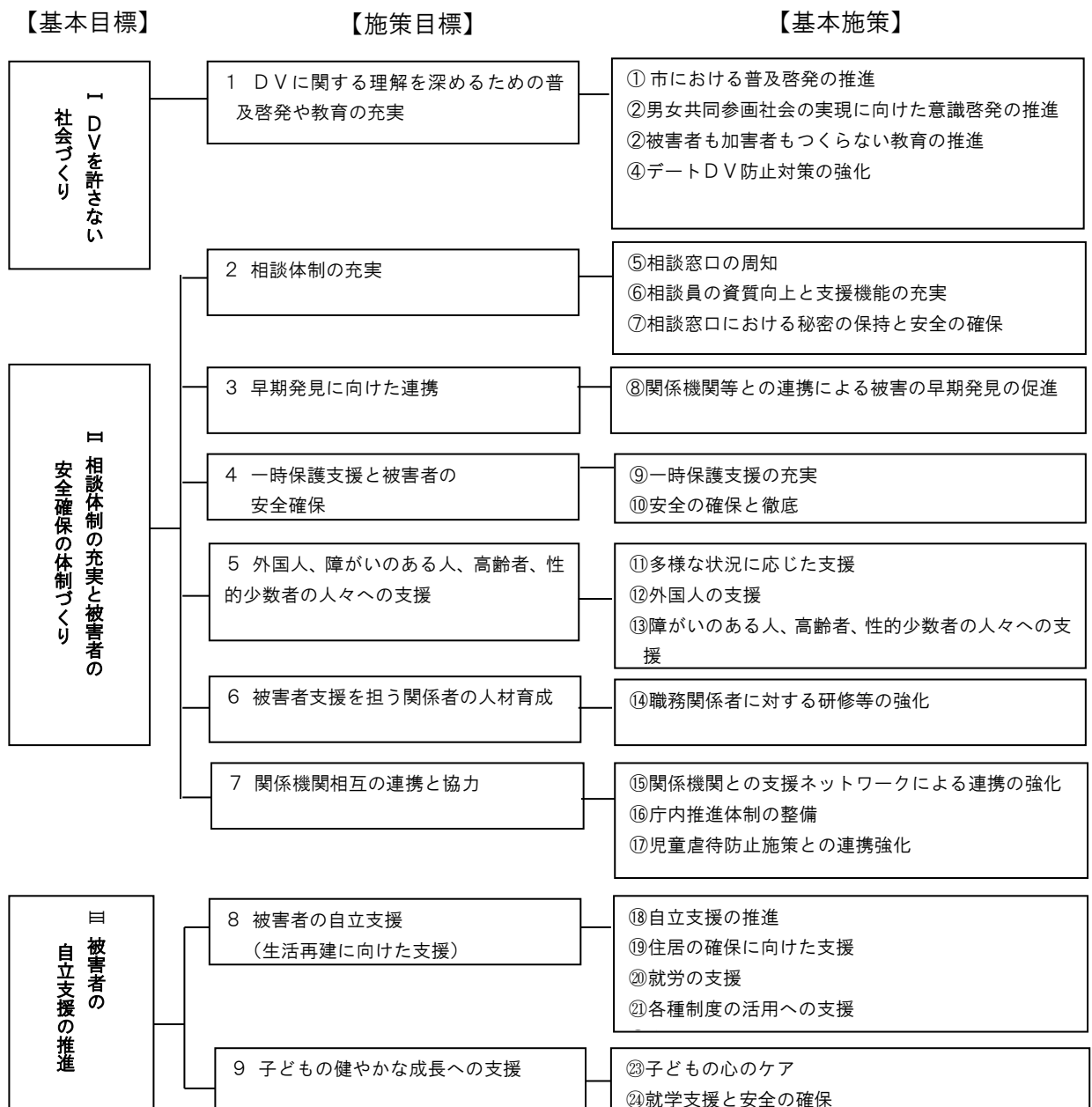
4 第3次DV防止計画（R3～R7年度）の取組と課題

（1）これまでの主な取組状況

宍粟市では第3次DV防止計画に基づき、下図に示す3つの基本目標と9つの施策の方向を掲げ、取組を進めてきましたが、社会情勢や生活環境等の変化により、被害は複雑化するとともに、被害者の置かれている状況や望む支援の内容も多様化してきています。今後もDV防止に向け、すべての人の人権を尊重し、DVに関する理解をさらに市民に促していく必要があります。

現状及び第3次DV防止計画の取組状況をふまえ、課題を整理し、第4次DV防止等計画に反映します。

《第3次DV防止計画の体系》



基本目標（Ⅰ） DVを許さない社会づくり

施策目標 （１）DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実

＜主な取組内容＞

- ◆市公式サイト、子育てアプリ、広報紙などで周知啓発を行ったとともに、市で作成した啓発用チラシ・ポスター・リーフレットなどを庁舎内の各ロビー・窓口・トイレに設置しています。
- ◆男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせての講演会や上映会、セミナー等を開催したとともに、公共施設におけるパープルライトアップを実施するなど、周知啓発を行っています。
- ◆市民団体である、しろうウィメンズネット mimosa の活動を支援し、低年齢から性教育の必要性について学ぶ、絵本や書籍の展示会等を実施しています。
- ◆人権意識の向上を図るために、各地区生涯学習推進協議会の活動を通じて、市民が日常生活の中で、さまざまな地域課題について主体的に学ぶ機会を提供しました。
- ◆発達段階に応じた人権尊重や男女平等の意識を育む教育の推進を図ったとともに、市内中学校と高校へデートDV防止啓発冊子を配布し、デートDVの認識を深め早期発見につながるよう、周知啓発を行っています。
- ◆学校や幼稚園、保育所、こども園において、教職員はもちろん、保護者を対象に人権教育講演会を開催するなど啓発を行っています。

課 題

DVを未然に防ぎ、DVを許さない社会づくりのためには、DVは犯罪となる行為であり、重大な人権侵害であるということなど、市民のDVに関する理解をさらに深めていくことが必要であり、働く場や地域など市民が暮らすさまざまな生活の場で、幅広い対象に向け啓発を行うことが求められています。

市民アンケート（18歳以上対象）における「DV(デートDV)を受けたことがある」、「DV(デートDV)をふるったことがある」と回答した人の割合は前回に比べ減少しているとともに、「DVを知識として知っている」と回答した人の割合は前回結果（57.8%）に比べ、61.5%となり改善している。また、市民アンケート調査におけるデートDVの認知度は目標値に達していないものの、高校生アンケート調査（2年生）によるデートDVの認知度は90%となっており、これまでの普及啓発に向けた取組においては、一定の成果がみられるが、今後においても、企業や自治会等への普及啓発を強化していくことで、DVを許さない社会づくりに向けた啓発や教育をより一層推進していく必要があります。

基本目標（Ⅱ） 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり

- 施策目標
- （２）相談体制の充実
 - （３）早期発見に向けた連携
 - （４）一時保護支援と被害者の安全確保
 - （５）外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者の人々への支援
 - （６）被害者支援を担う関係者の人材育成
 - （７）関係機関相互の連携と協力

<主な取組内容>

- ◆母子健康手帳の交付時に、ＤＶ防止啓発・相談窓口のパンフレットを配布する等、関係課と連携した周知を行いました。
- ◆民生委員・児童委員に対し、ＤＶ防止対策のリーフレット等を配布し、通報の必要性等の周知を図っています。
- ◆被害者等を一時保護した場合、居場所等の漏えい防止の徹底を図っています。また、住民基本台帳事務における支援措置（住民票の写し等の発行抑止など）の申出があった場合、関係部署が迅速かつ適切に対応するためのマニュアルを作成し、被害者にかかる情報の保護及び被害者の安全確保を図っています。
- ◆被害者に子どもがいる場合は、家庭児童相談室や学校園所、兵庫県こども家庭センターとも連携し、早期発見・安全確保に努めています。
- ◆被害者支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会を積極的につくり、実務能力や資質の向上に努めています。
- ◆被害者の安全確保のために、警察や兵庫県女性家庭センターと連絡や調整を綿密に行い、一時保護を実施するなど迅速な対応を図っています。

課 題

市民アンケート調査におけるＤＶ被害にあった時に「だれ（どこ）にも相談しなかった」人の割合は全体で 45.0%となっており、前回（45.2%）から、依然と高い水準となっています。相談しなかった理由はさまざまですが、自分が受けている行為がＤＶであると認識していなかったという人も少なくありません。被害者がＤＶ相談につながるためには、ＤＶは「身体的暴力」だけでなく「精神的暴力」や「社会的暴力」なども含まれるというＤＶの特性についての正しい理解の促進と啓発を一体的に推進する取組が必要です。また、女性のＤＶ被害を相談した人の割合は前回（50.7%）から 58.7%に改善しているものの、「誰に相談してよいのかわからなかった」と回答した人の割合は 25.9%と多いことから、相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。さらには、男性によるＤＶを相談した人の割合は 35.7%と女性に比べ低いことから、男性に向けたＤＶの理解啓発や相談窓口の周知等も重要となっています。

女性に関しては、ＤＶ被害だけでなく、課題が複雑化、多様化、複合化している現状から、困難な問題を抱える女性に対する相談体制も充実させる必要があります。

被害者等の緊急の相談に対しては、被害者自身やその子どもの安全を確保するため、警察や県女性家庭センター等による関係機関との連絡や調整を密に行い、迅速な保護と個々のニーズに応じた支援を行うことが重要です。そのためにも、円滑な支援体制と被害者の情報保護を図る観点から、関係機関との連携やＤＶに関する正しい認識と被害者対応に関する情報の共有を図るなど、被害者支援に関わる職員の資質向上が求められています。

基本目標（Ⅲ） 自立に向けての支援体制づくり

施策の方向 （８）被害者の自立支援（生活再建に向けた支援）

（９）子どもの健やかな成長への支援

＜主な取組内容＞

- ◆子どもを同伴する被害者について、母子生活支援施設を活用し、自立に向けた支援を行っています。
- ◆被害者の置かれた状況に応じて、生活保護やひとり親世帯等に関する支援制度について説明し、必要に応じてより適切な支援ができるよう、関係課、関係機関と連携するとともに、同行支援を行っています。
- ◆被害者が転居先にて、医療保険・国民年金・健康診断や子どもの予防接種等の必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援を行っています。
- ◆離婚や親権等、司法手続きに関する相談機関についての情報を提供しています。
- ◆就職の相談を受けたときは、市の無料職業紹介所（わくわ〜くステーション）や、自立支援事業（就労支援）機関と連携し、自立への支援に努めています。
- ◆被害者から住居確保の相談がある場合は、市営・県営住宅の募集や入居の情報提供を行っています。
- ◆被害者に心のケアが必要と判断した際は、保健師相談や医療機関につないでいます。
- ◆子どものケアが必要な場合は、家庭児童相談室や学校園所と連携を図り、児童生徒の安全確保に努めています。
- ◆教育委員会においても警察と連携し、小中学校や高校の生徒指導担当との連絡会を定期的に開催し、情報交換や情報共有に努めています。

課 題

被害者及び困難な問題を抱える女性（以下、「当事者」という。）の自立への過程で生じる、加害者と遭遇する危険性や各種手続きにおける心理的負担、新しい生活に対する不安を軽減するとともに、自立へのスムーズな移行を支援し、生活再建の道筋を立てていくことが大切です。

また、子どもに対しては、著しい心理的外傷やその後の生活への影響を考慮し、安心感を得て健やかに成長していけるよう継続的に支援していく必要があります。

当事者が早期に自立した生活を送れるよう、警察や県などの公的機関や、被害者支援に取り組む民間団体とも協力しながら、生活の再建に向けた経済的支援や住居の確保、就労に向けた支援を行うとともに、DVに巻き込まれた子どもについても、学校や保育所等、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会^{(※) 1}等と連携し、当事者に寄り添った支援が求められています。

用語解説

(※) 1 要保護児童対策地域協議会とは：虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障がいのある児童等の要保護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された、市が運営する機関です。こども家庭センター（児童相談所）や警察、認定こども園、学校等の関係機関が子どもや家庭に関する情報を共有して、支援内容を協議し、連携して支援しています。

第3章 第4次DV防止計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

宍粟市のまちの将来像を規定する「第2次宍粟市総合計画（後期基本計画）」においては、まちづくりの基本施策の一つとして「人権教育・啓発の推進」を掲げ、そこには「市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします」と示されています。

また、「宍粟市人権施策推進計画」では、「一人ひとりの人権を尊重するまちづくりをめざします」、「差別や偏見をなくし、自己実現できるまちづくりをめざします」、「人権を文化として定着させ、お互いを認め合い、共に生きるまちづくりをめざします」の三つの基本理念を定めています。

さらに、「第2次宍粟市男女共同参画プラン」では、「～自分が変わる、社会を変える～ 一人ひとりを認めあい 支えあうまち しそう」を基本理念として、基本方針の一つに「人権を尊重する意識の醸成」を定めています。

このようなことから、第4次DV防止等計画においても第1次DV防止計画から掲げる基本理念の趣旨を踏襲しつつ、今回、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する内容もふまえた計画としたことから、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちをめざし、基本理念を次のように定めます。

<基本理念>

一人ひとりが尊重され、DVのない、
いきいきと安心して暮らせるまち しそう



2 基本目標

宍粟市におけるDV防止、当事者に対する支援の施策を実施するにあたり、基本理念「一人ひとりが尊重され、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち しそう」の実現に向けて、以下の基本目標に基づき、各種施策に取り組みます。

基本目標Ⅰ	DV等暴力を許さない社会づくり
基本目標Ⅱ	相談体制の充実
基本目標Ⅲ	安全確保の体制づくり
基本目標Ⅳ	自立支援の推進
基本目標Ⅴ	推進体制の強化

基本理念のもと、第4次DV防止等計画を推進するため、施策体系を次のように設定します。

【基本目標】

【施策目標】

【基本施策】



用語解説

（注1） 性的少数者とは、性的指向や性自認等が多数派とは異なる人々のことをいいます。

第4章 具体的な施策の展開

基本施策と今後の具体的な取組

基本目標 I

DV等暴力を許さない社会づくり

施策目標 1

DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実

一人ひとりが人権を尊重し、個人の尊厳を傷つけるDV等暴力（ここでは、DVと女性に対するあらゆる暴力をいう）は許さないという意識の醸成が必要です。そのためには、幼少期から自己の尊厳を大切にしながら、お互いの人権を尊重することを基調とした人権教育や非暴力教育及び性的自己決定権を尊重する性教育に取り組むとともに、次世代を担う子どもを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防啓発が重要です。

教育現場、職場、地域など、市民が暮らすさまざまな生活の場で、DVをはじめとするあらゆる暴力が重大な人権侵害であるということについて正しい知識を深めるとともに、DV等暴力防止に向けた啓発の推進を行う必要があります。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
①市における普及啓発の推進	◎市公式サイトや広報紙、しそチャンネルなどあらゆる媒体を活用して啓発を充実させ、市民一人ひとりがDV等暴力防止に向けての意識を正しく認識できるように継続して啓発活動を実施します。また、自治会等の掲示板に虐待やDV等暴力防止のポスターを掲示するなど、幅広い年齢層に啓発ができるよう、これまで実施しなかった方法についても改めて検討し取組を推進します。	子育て支援課 人権推進課
	◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、ロビー展やパープルライトアップの啓発活動を行います。	子育て支援課 人権推進課
	◎企業なども含めた市民への啓発を広くすすめるため、民間団体と協力しながら、働く場や地域など市民が暮らすさまざまな生活の場で、DV関連講座やセミナー等を開催し、DV等暴力防止のための取組を推進するとともに、より多くの市民に対して啓発できる取組を検討していきます。	子育て支援課 人権推進課 社会教育文化財課 まちづくり推進課

	◎人権意識の向上を図り、固定的な性別役割分担意識を解消するため、幅広い年齢層を対象に男女共同参画セミナーを開催するとともに、DVに関する正しい認識や理解を深めるための啓発活動を実施します。	子育て支援課 人権推進課 社会教育文化財課 まちづくり推進課
	◎DV防止法の改正により、保護命令制度が拡充され、保護命令違反の厳罰化、精神危害への対象拡大されたことを、DV防止の啓発活動にあわせて周知します。	子育て支援課
	◎災害発生時には、避難所における女性や子どもが暴力など犯罪に巻き込まれないよう未然に防ぐための啓発や対策を行います。	子育て支援課 危機管理課 人権推進課
②男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	◎地域や学校における男女共同参画の啓発及びDV等暴力防止学習の機会を提供します。	子育て支援課 人権推進課
	◎国等による加害者更生のための施策の検討状況や動向を把握し、加害者更生プログラムの情報収集により、今後の支援の検討に活かします。	子育て支援課 人権推進課
③被害者も加害者もつukらない教育の推進	◎子どもの頃からの暴力を許さない学習が重要であることから、保育所、幼稚園、こども園の乳幼児期から小学校以降の学校教育の各発達段階に応じて、人権尊重や男女平等の意識を育む教育の推進を図るとともに、暴力によらず問題を解決する方法や、自分自身の大切さを自覚し、虐待や暴力行為、いじめ等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を身につけるための学習機会の充実を図ります。 また、啓発や教育に携わる教育関係者に対して、DV等暴力に関する情報提供や学習の機会の提供を行います。	教育総務課 学校教育課 こども未来課
④デートDV防止対策の強化	◎関係機関等と連携し、高校生等を対象に予防啓発を推進するとともに、より若い世代である中学生や小学生に向け性教育を通した啓発等を検討し、デートDV防止の取組を強化します。また、学校非公式サイト（裏サイト）のネットパトロールをはじめ、学校生活において課題となりうるインターネット上での個人情報流出やネットいじめ、デートDVの早期発見や対策に努めます。	子育て支援課 人権推進課 学校教育課
	◎デートDVに関するポスターを作成し、学校や若者が多く利用する場所への掲示を依頼し、“デートDV”という言葉や知識の認知度を高めることでデートDVの未然防止に努めます。	子育て支援課

施策目標 2

相談体制の充実

市民が、地域や職場において、当事者を早期に把握し、早期に相談窓口を促す啓発や当事者が相談しやすい環境を整えることが重要です。

相談窓口の情報を記載した広報物の作成、配布等により、相談窓口のより一層の周知を行うとともに、当事者を把握しやすい立場にある関係機関や関係者に対して相談窓口の周知・情報提供に努めていく必要があります。

そして、DV被害者や困難な問題を抱えた女性がその状況から抜け出し、安全、安心な暮らしができるよう、当事者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげられるよう関係機関と連携しながら対応をしていきます。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑤相談窓口の周知	◎市公式サイトや広報紙等で相談窓口についての広報・啓発活動を推進するとともに、相談相手となる第三者からも積極的かつ適切に当事者を相談窓口につなぐことができるよう啓発や周知に努めます。	子育て支援課 人権推進課
	◎相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。	子育て支援課
	◎相談窓口を掲載したカードを公共機関だけでなく、市内民間施設や医療機関への設置を依頼し、相談窓口のより一層の周知に努めます。	子育て支援課
	◎母子健康手帳の交付時に、相談窓口等に関するパンフレットを配布し、相談窓口の啓発を行います。また、母子手帳交付時や妊娠中の相談から、心身や経済面の問題等を抱えて支援が必要と思われる妊婦を把握し、問題解決に向けて支援を行います。	子育て支援課 保健福祉課
⑥相談員の資質向上と支援機能の充実	◎DV被害者等への支援機能をより充実させるため、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討します。	子育て支援課
	◎当事者の支援に携わる相談員等に対し、研修に参加できる機会を確保し、相談員の資質向上を図ります。	子育て支援課 人権推進課
	◎加害者からの相談件数は少ないものの、医学的なカウンセリング等が必要と思われる場合があるため、医療機関やこころの相談窓口など適切な相談窓口を案内します。	子育て支援課 人権推進課
	◎相談員等が二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的、安定的に支援ができるよう、メンタルヘルス研修や心の相談の実施により、相談員等の心身の健康保持に努めます。	子育て支援課 総務課

施策目標 3

早期発見に向けた連携

DV防止法第6条では「配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を通報するよう努めなければならない」とされています。被害の早期把握に向けては被害者の身近にいる人が、被害者の意思を尊重しながら適切な支援に結びつけていくことが重要です。

業務を通じて当事者を把握しやすい立場にある医療機関や警察に対しては、相談窓口などDVに関する情報提供を行うとともに、それぞれの役割と位置づけを考慮しながら、相互連携を図っていく仕組みの構築が必要です。

さらに、地域において活動する民生委員・児童委員、主任児童委員や保育所、幼稚園、こども園、学校は家庭に接触する機会が多く、当事者を発見する可能性があることから、これらの関係者に向けても意識啓発や相談窓口等の情報提供を行うことが重要です。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑦関係機関等との連携による被害等の早期発見	◎業務を通じて当事者を把握しやすい立場にある医療機関や警察に対し、相談窓口などの情報提供を行うとともに、それぞれの役割と位置づけを考慮しながら相互連携の仕組みを構築します。	子育て支援課
	◎地域において活動する民生委員・児童委員、主任児童委員に対して、当事者の早期発見に向けて意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。	子育て支援課
	◎保育所や幼稚園、こども園、学校は児童・生徒の保護者との日常のコミュニケーションにおいて、各家庭の状況を把握する可能性が高いことから、学校等の関係者に対し、当事者の早期発見に向けて意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。	子育て支援課 学校教育課 こども未来課
	◎相談窓口に通報があった場合は、通報者に対し、当事者の意思と安全に配慮しながら、相談窓口への相談を勧奨するように依頼するとともに、緊急性が高い場合の対応について情報提供するなど、当事者の安全確保につなげるよう取り組みます。	子育て支援課

施策目標 4

外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者の人々への支援

当事者に対する支援では、特別な配慮を必要とする外国人をはじめ、障がいのある人や高齢者、性的少数者の人々などについては、当事者の置かれている立場や状況を十分に理解したうえで、必要な配慮を行いながら一人ひとりが抱える課題や心身の状況に応じた支援を行うことが求められます。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑧多様な状況に応じた支援	◎一人ひとりが抱える課題や必要な支援が異なることへの認識を持ち、個々の状況等に応じた支援を行います。	子育て支援課 人権推進課
⑨外国人への支援	◎外国人の相談にも対応できるよう、通訳アプリの活用など、言葉や文化の違い等に配慮した対応に努めます。	子育て支援課 関係各課
⑩障がいのある人、高齢者、性的少数者の人々への支援	◎障がいのある人の支援に関する情報等を提供するなど、当事者が適切な支援を受けられるよう関係機関と連携します。	子育て支援課 障がい福祉課 福祉相談課
	◎高齢者が適切な支援を受けられるよう高齢者虐待や孤立等に関する相談窓口等の関係機関と連携します。	子育て支援課 福祉相談課 高年福祉課
	◎性的少数者の人々については、個別のニーズ等に配慮しながら、当事者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携します。	子育て支援課 人権推進課 福祉相談課

基本目標 Ⅲ 安全確保の体制づくり

施策目標 5 一時保護支援と被害者の安全確保

性暴力や性的虐待、DV、ストーカー、その他生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合等に一時保護を行う等、当事者とその子ども等の安全確保は最優先に行うべきであり、関係機関等と連携しながら迅速かつ適切な支援を行うことが重要です。

宍粟市では兵庫県女性家庭センターをはじめ、県こども家庭センター、警察等と連携し、一時保護支援を行っており、関係機関と連携して当事者の心身の状況に応じたケアや支援をしていく必要があります。

さらに、当事者や子どもを連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、加害者からの追跡への対応等については、情報管理を徹底し当事者とその子どもの安全確保に努める必要があります。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑪一時保護支援の充実	◎広域的な対応を行えるよう兵庫県女性家庭センターとの連携を強化します。	子育て支援課
	◎一時保護支援の際には、警察と連携し、適切かつ迅速な対応を行います。	子育て支援課

	◎一時保護中、当事者とその子どもが精神的な安定を取り戻せるよう、本人の状況や状態に応じた適切なケアを行うよう兵庫県女性家庭センターや家庭児童相談室等関係機関等と連携し対応します。	子育て支援課
⑫相談窓口における秘密の保持と安全の確保	◎相談窓口における相談者のプライバシーと安全の確保に努めます。	子育て支援課 関係各課
	◎相談・支援に関する安全な情報共有の仕組みや情報の保護に努めます。	子育て支援課 総務課 関係各課
	◎「被害者等対応マニュアル」の更新を毎年行い、相談に対応する職員に対し、情報の保護と管理について周知徹底を行い、被害者が安心して相談できる体制を整えます。	子育て支援課 市民課 関係各課
⑬安全の確保と徹底	◎当事者に対し、保護命令の制度や手続き等について情報提供するとともに、裁判所から保護命令の通知を受けた時は、家庭児童相談室や学校園等の関係機関と連携を図りながら、当事者とその子どもや親族等の安全確保に努めます。	子育て支援課 教育総務課 学校教育課 こども未来課
	◎家庭児童相談室は、学校園や関係機関等と連携し、当事者とその子どもの安全確保に努めます。	子育て支援課 関係各課
	◎当事者の安全の確保のため、住所地や居場所が加害者に特定されないための住民基本台帳の支援措置制度や、税金関係や健康保険、年金などの通知に関する情報の保護について助言をするとともに、情報管理について徹底します。	子育て支援課 関係各課
	◎情報の保護と管理について周知徹底するための研修等を、関係部署を含めた職員に対し計画的に行います。	子育て支援課 総務課

基本目標 IV

自立支援の推進

施策目標 6

自立支援（生活再建に向けた支援）

当事者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立して生活しようとする過程において、自身の精神的回復、就労や住まいの確保、子どもの心のケアや就学などさまざまな解決すべき課題に直面します。

自立支援に当たっては、生活保護制度やひとり親家庭に対する支援制度、住居確保に関する制度など各種制度を所管する関係機関が相互に連携して継続して支援を行うことが重要です。特に新たな地域で生活を始める場合には従前の地域で

の支援が引き継がれるよう自治体間で広域的な連携を図る必要があります。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑭当事者に寄り添った自立支援	◎当事者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを把握し、必要な情報提供及び相談対応を行います。	子育て支援課 社会福祉課
	◎当事者の自立に向け、必要に応じて離婚や親権等の司法手続に関する情報提供を行います。	子育て支援課
	◎ひとり親家庭への各種支援、制度の充実を図るとともに、必要な支援に確実かつ迅速につながるよう包括的な支援を行います。	子育て支援課
⑮住居の確保に向けた支援	◎当事者について、母子生活支援施設や女性自立支援施設活用し、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
	◎当事者が安心して生活できる住居の確保について、住居確保給付金や市営・県営住宅の入居条件等の情報提供を行います。また、一時保護施設退所後に県営住宅への入居を希望される場合は、特定世帯優先住宅及び母子・父子世帯の優先住宅への入居制度を活用した支援を行います。	子育て支援課 住宅土地政策課 社会福祉課
⑯就労の支援	◎ハローワークや穴栗市無料職業紹介所（わくわ〜くステーション）、就労支援担当相談員と連携し、当事者の状況に応じて求人情報の提供や就労に関する相談対応を行います。	子育て支援課 社会福祉課
	◎当事者の就労に関する企業の理解促進を深めるため、関係課と連携してチラシを作成するとともに、商工会等に依頼し、配布します。	子育て支援課 人権推進課 商工観光課
⑰各種制度を活用した支援（経済的支援等）	◎生活再建に向け、生活保護制度、母子父子寡婦福祉資金貸付金や高等職業訓練促進給付金等支給事業などの支援制度について説明し、当事者の置かれた状況に応じて必要な行政サービスを受けられるように、庁内の諸手続きを一元的に対応するワンストップサービスの体制づくりを行います。	子育て支援課 社会福祉課 関係各課
	◎当事者が転居先で生活を始める際には、医療保険、国民年金、健康診断や子どもの予防接種等の必要な行政サービスを受けることができるよう他市町との連携や支援を行います。	子育て支援課 保健福祉課 市民課 関係各課
⑱自立のための心のケア	◎当事者の心の健康の回復をめざし、心理相談やカウンセリング機関の情報提供を行い、早期に相談機関につなぐことで被害の深刻化を防ぎます。	子育て支援課 保健福祉課

施策目標 7 子どもの健やかな成長への支援

子どもがDV等を目撃するなど、家庭環境に不安を抱く子どもの支援について

は、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について情報共有を図り、被害者やその子どもへの継続的な見守りを行います。

また、就学や保育について被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、当事者の子どもが安心して適切に就学できるよう手続きの支援を行います。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑱子どもの心のケア	◎要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について話し合い、情報共有を図ります。	子育て支援課 関係各課
	◎学級担任等が子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守ります。	学校教育課 子育て支援課
	◎DV等の影響を受け、家庭環境に不安を抱く子どもに対し、定期的に教育相談等を行うことで、家庭から離れた場に子どもが相談しやすい環境を作ります。	子育て支援課 学校教育課
⑳就学支援と安全の確保	◎就学や保育について、避難先の教育委員会等の関係機関と連携し、転校等の手続きの支援を行います。	子育て支援課 教育総務課 学校教育課 こども未来課

基本目標 V

推進体制の強化

施策目標 8

関係機関相互の連携と協力

当事者に対しては、発見から自立した生活の再建まで、段階に応じた切れ目のない支援が必要です。

宍粟市では、関係機関や関係部署等で構成する「宍粟市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換や課題の共有を通じた連携に努めることとしています。

DV等担当課が中心となって、当事者支援に係る関係機関の連携体制の検討・調整を行い、密接な連携を図りながら、施策をより効果的に推進していくことが必要です。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
㉑関係機関との支援ネットワークによる連携の強化	◎必要に応じて宍粟市DV防止ネットワーク会議を開催し、DV等への正しい認識と当事者の安全な避難等の対応について、共通認識を持ち支援体制を確立します。また、当事者の一時保護施策や自立支援策の充実のため、広域的な連携・支援が円滑に行えるよう、県との情報共有等、広域関係機関との連携強化に努めます。	子育て支援課

②庁内推進体制の整備	◎庁内関係部署による宍粟市DV対策庁内調整会議を開催し、当事者の保護及び支援の検討や、ケースに応じた自立支援策の効果的な推進に必要な連絡調整を行うとともに、DV防止等計画の進捗状況や検証を行いながら庁内の支援体制を確立します。	子育て支援課
③児童虐待防止施策との連携強化	◎DVは児童虐待と密接に関係しているため、家庭児童相談室をはじめ、子どもに対応する関係機関と連携をより一層密にしながら、当事者とその子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアと親子関係の再構築について継続的な支援を行います。	子育て支援課 学校教育課 こども未来課

施策目標 9 支援を担う関係者の人材育成

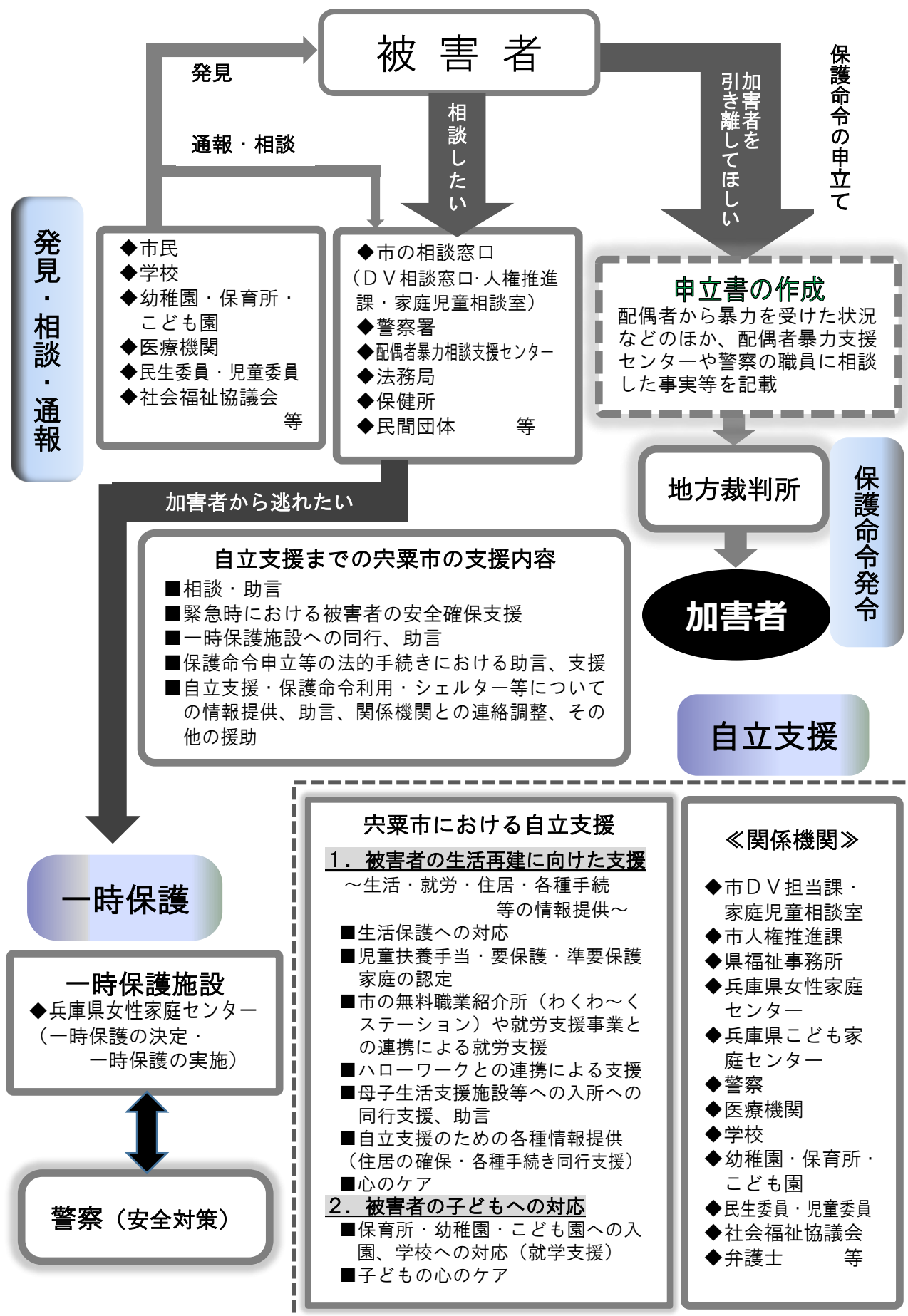
相談や支援を担う職員及び関係機関は、それぞれの立場において、DV等の特性や状況をふまえて適切な対応を行うことが求められており、高い専門性を持つことが重要です。

関係職員等の不適切な対応により、当事者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうこともあるため、支援を行う関係者は、研修等により資質向上を図るとともに支援に関する経験やスキルを蓄積していくことが必要です。

また、当事者支援に直接かわからない部署の職員においても、相談窓口対応マニュアルを活用し、DV等が重大な人権侵害であることの正しい認識と、当事者への適切な対応を身につけ、相談者が安心して相談できる体制を整えることが重要です。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
④職務関係者に対する研修等の強化	◎DV等担当課は、DV防止ネットワーク会議やDV対策庁内調整会議において、被害者支援に関する事例検討等を積極的に行い、支援に関する知識やスキルについて情報共有・交換することにより支援の質の向上を図ります。	子育て支援課
	◎市職員を対象に、DVは重大な人権侵害であることの全庁的な意識づけや、個人情報の取扱、相談窓口へのつなぎ等の研修を企画・実施します。	子育て支援課 総務課

D V被害者支援の流れ



第5章 計画の推進と数値目標

第4次DV防止等計画を推進していくため、次のような推進体制により取組を進めるとともに、進捗管理を行っていきます。

1 計画の推進体制

当事者の相談をはじめ総合的な支援を行うため、必要に応じて兵庫県や警察、医療関係者、福祉関係者、学校関係者等関係機関や団体等で構成される「宍粟市DV防止ネットワーク会議」を活用し、関係機関との情報共有や連携を図るとともに、宍粟市DV対策庁内調整会議を中心としてこの計画を推進します。

2 計画の進捗管理

この計画に定める施策を効果的に推進するため、宍粟市DV対策庁内調整会議において、DV防止や困難な問題を抱える女性など当事者への支援施策の取組状況を取りまとめ、進捗状況や課題を共有します。

その実績や課題等の情報を必要に応じて宍粟市DV防止ネットワーク会議において報告し、PDCAサイクルによりこの計画に定める施策の点検・評価・改善を行います。

3 数値目標

第4次DV防止等計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、相談窓口の周知や予防啓発に向けた取組を推進します。

数値
目標

- ・「デートDV」ということばの認知度（内容を知っている）

基準値 令和6（2024）年度	43.7%	▶	目標値 令和12（2030）年度	76.0%
--------------------	-------	---	---------------------	-------

- ・DV等について相談できる窓口の認知度（知っている）

基準値	—	▶	目標値 令和12（2030）年度	76.0%
-----	---	---	---------------------	-------



- ・配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合

基準値 令和6（2024）年度	男性：35.7% 女性：58.7%	▶	目標値 令和12（2030）年度	男性：58.0% 女性：70.0%
--------------------	----------------------	---	---------------------	----------------------

参考資料

第2次宍粟市男女共同参画プラン（令和7年3月改訂版）抜粋

基本方針3 人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。誰もが生まれながらにしてもっている人間としての権利は、どのようなときでも尊重されなければなりません。

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、非同棲交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV*」)やハラスメントについても、重大な人権侵害であり、許されない行為です。

今後も、DVやデートDV、ハラスメントの行為は人権侵害であるという認識を広め、あらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めるとともに、「改正DV防止法」により重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象となること等について、周知・啓発に取り組みます。

また、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあることから、さまざまな情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシー*の重要性の啓発を行うとともに、本市が発信する内容や表現方法が、性別による固定的なイメージや性的側面を強調した表現等にならないよう心がけるなど、男女共同参画の視点に立った適正な広報活動を行います。

数値目標

	基準値 平成 30 (2018)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和 11 (2029)年度
「デートDV」ということばの認知度 (内容を知っている)	—	43.7%	76.0%
配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合	男性: 41.2% 女性: 50.7%	男性: 35.7% 女性: 58.7%	男性: 58.0% 女性: 70.0%

施策の方向

① 女性の人権、女性への暴力等の問題に対する社会意識の醸成

No	施策	内容	担当課
18	意識啓発の推進	- 女性の人権や女性への暴力等の問題について、人権尊重意識の啓発を図るための講演会、研修会等を開催します。 - DVやデートDV等に対する正しい認識を広めるための情報提供、啓発を行います。	人権推進課 子育て支援課 社会教育文化財課

② ドメスティック・バイオレンス(DV)等の防止対策の推進

No	施 策	内 容	担当課
19	DVやデートDV防止対策の推進	・家庭や学校、地域において、DVやデートDVの被害者・加害者にならないよう、DVやデートDVの防止等に関する学習を実施します。	人権推進課 子育て支援課 学校教育課 社会教育文化財課
20	DVやデートDV被害者に対する相談・支援体制の充実	・相談窓口の周知を図ります。 ・母子父子自立支援員等による相談と自立に向けた支援を行います。 ・関係機関との連携を強化し、DVやデートDVの早期発見、保護等に努めます。	人権推進課 子育て支援課
21	児童虐待防止対策の推進	・児童虐待の予防、早期発見のため、要保護児童対策地域協議会をはじめ、警察、医療機関、県健康福祉事務所、児童相談所等、関係機関の連携を強化します。	子育て支援課

③ 公衆に表示する情報における人権の尊重

No	施 策	内 容	担当課
22	市の情報発信の取組	・本市が作成する広報・発行物・ポスター・チラシ等は、男女共同参画の視点から、広報紙の発行の留意点等に基づき適正な表現を行います。	人権推進課 広報情報課 商工観光課 関係各課
23	メディア・リテラシーの啓発	・メディアの発信する情報から固定的な性別役割分担意識や男女の人権について、正しく判断する能力を身につけられるよう、市民や小・中学生、保護者等に対してメディア・リテラシーの重要性の啓発を行います。	人権推進課 学校教育課 こども未来課 社会教育文化財課
24	有害図書等の規制	・有害図書等を排除し環境浄化を図るため、書店、コンビニエンスストア等に対して陳列管理の要請を行います。	人権推進課 学校教育課

平成23年 5 月25日

告示第50号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定に基づき、本市における配偶者からの暴力対策及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、広く関係者等の意見を反映させるため、宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画の目標、現状と課題及び今後の取組に関すること。
- (2) その他基本計画の策定について必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内各種関係団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から当該基本計画を策定する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、配偶者暴力対策担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○宍粟市DV対策庁内調整会議規程

平成24年6月18日

市長決裁

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び個人のニーズに応じた自立支援策の効果的な推進に必要な連絡調整を行うため、宍粟市DV対策庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関相互の情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 被害者等の保護及び支援の検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、DV防止対策の推進に関すること。

(組織等)

第3条 調整会議は、男女共同参画担当課長、DV対策担当課長その他関係課長をもって組織する。

2 調整会議に議長を置き、DV対策担当課長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

4 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、議長が招集する。

2 調整会議の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 議長は、必要に応じて関係職員又は関係機関、団体等の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、DV対策担当課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月18日から施行する。

○宍粟市DV防止ネットワーク会議設置要綱

平成24年7月9日

告示第86号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条に基づき、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）を防止するとともに、被害者の自立を支援するための施策の実施に関する必要な事項を協議するため、宍粟市DV防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 総合的なDV防止対策に関すること。
- (2) DVを受けた者の需要に応じた支援及び自立支援に関すること。
- (3) DV防止対策に係る関係機関との情報交換及び連携強化に関すること。
- (4) その他DV防止対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 ネットワーク会議の委員は、DV防止対策に係る関係機関の代表者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 ネットワーク会議に座長を置き、DV防止対策担当部長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、座長が招集する。

(庶務)

第5条 ネットワーク会議の庶務は、DV防止対策担当課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(平成十三年四月十三日)
(法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表

しなければならない。

- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きい

ときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同

意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

を含む。)

- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の

裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったと

きは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項

第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録され た事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三 第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子 情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四 項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三法律第七二号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）
抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処

せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(施行の日＝令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五法律五三）抄

（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)
(法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立つて相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適

当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養^{かんよう}に資する教

育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

第4次宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画

令和 年 月発行

発行者／宍粟市

〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5-15

T E L／0790-63-3176 F A X／0790-63-1955

<http://www.city.shiso.lg.jp>

編 集／宍粟市 健康福祉部 子育て支援課

